

愛媛県立八幡浜高等学校
いじめ防止基本方針

令和 5 年 4 月

1 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校全体で組織的な取組を進めることで、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを発見した場合は適切かつ速やかに解決するために、愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき「愛媛県立八幡浜高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る。
- ・いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめの早期発見に努め、迅速な対応を徹底する。
- ・いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行う。
- ・学校・教職員の重要課題として、いじめの未然防止に取り組む。

(3) いじめの構造

いじめは、いじめている生徒といじめられている生徒だけでなく、「観衆」・「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している場合が多い。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

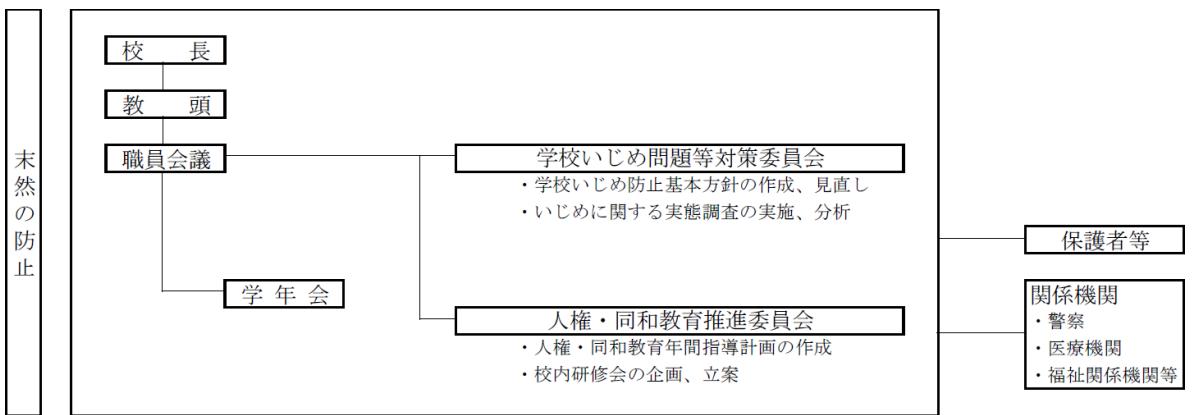
(4) いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

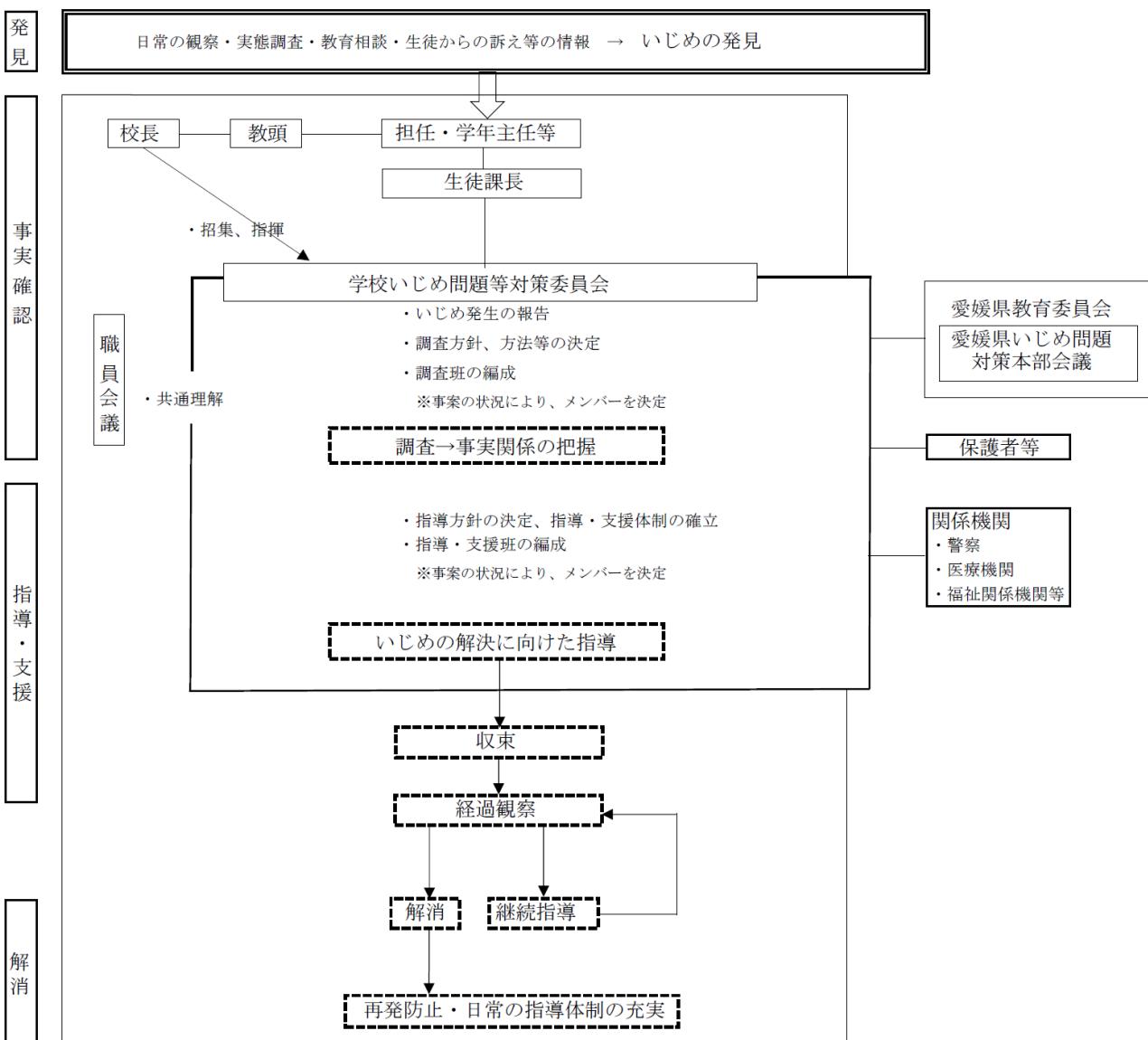
3 いじめ問題の指導体制・組織的対応

学校いじめ問題等対策委員会を中心として、いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応に努める。



※学校いじめ問題等対策委員会の構成

八幡浜市教育委員会、八幡浜警察署、人権義務委員、小中学校生徒指導担当者代表
八幡浜高等学校PTA、八幡浜高等学校定期制教育振興会、専門的な知識を有する者
八幡浜高等学校（校長、教頭、人権・同和教育課長（全・定）、生徒課長、生徒指導課長（定）
保健環境課長、学年主任、人権・同和教育課員、特別支援教育コーディネーター（全・定）、養護教諭



4 いじめの予防

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。また、いじめを見逃さない、許さない集団づくりを行う。

(1) 学習指導の充実

- ・主体的に参加、活躍できるような授業づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動・道徳教育の充実

- ・ホームルームにおける望ましい人間関係づくり
- ・ボランティア活動の充実

(3) 進路指導の充実

- ・能力、適性の把握
- ・最新の進路情報の提供

(4) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（4月、7月、12月）

(5) 人権・同和教育の徹底

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(6) 情報教育の推進

- ・教科「情報」における情報モラル教育の推進

(7) 保護者・地域との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」等の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。日頃から生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の言動に留意し、ささいな兆候を見逃すことなく早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為（いじめと疑われる行為を含む）を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。また、速やかに組織的に対応し、事実確認をする。

(2) いじめのサイン

いじめがあれば毎日の生活の中に、これまでとは違った行動や態度などが現れるので、小さなサインを見逃さないことが大切である。

ア いじめられている生徒のサイン

登校時	<ul style="list-style-type: none">・遅刻・欠席が増える。その理由が明確でない。・教員と視線が合わず、うつむいている。・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。・担任が教室に入室した後に、遅れて入室してくる。
-----	--

授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室・トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が多くなる。 ・机周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノート等に汚れがある。 ・突然、個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが、表情がさえない。 ・衣服の汚れが目立つ。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされる。 ・昼食を自分の教室で食べない。 ・弁当にいたずらをされる。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・あわてるように下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

イ いじめている生徒のサイン

- ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ・特定の生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・教員が近づくと、不自然に分散する。
- ・ボス的存在の生徒がおり、自己中心的な行動が目立つ。

ウ 教室でのサイン

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何かあると、いつも特定の生徒の名前があがる。
- ・壁等にいたずら、落書きがある。
- ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

エ 家庭でのサイン

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- ・朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする。
- ・電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする。
- ・メールをこそぞ見たり、電話におびえたりする。
- ・遊ぶ友達が急に変わる。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。
- ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ・食欲不振・不眠を訴える。
- ・学習時間が減り、成績も急速に下がる。
- ・家庭の品物、金銭がなくなる。
- ・大きな額の金銭を欲しがる。

(3) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施（4月、7月、12月）

(4) 定期的調査の実施

- ・いじめに関する実態調査の実施（6月、9月、1月）

(5) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

特定の教職員で問題を抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、教職員全員の共通理解、保護者等の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめられている生徒及びその保護者等への対応

ア 生徒に対して

事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあるはず、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くことを伝えるなど、いじめられている生徒の立場で継続的に支援する。

イ 保護者等に対して

事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。その際、保護者等のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、少しでも安心感を与えられるようにする。そして、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。また、家庭で生徒の変化に注意してもらい、親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている生徒及びその保護者等への対応

ア 生徒に対して

事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。その際、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、いじめは決して許されないと毅然とした対応をとる。指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ 保護者等に対して

事実を把握したら速やかに面談し、正確な事実関係を丁寧に説明するとともに、いじめられている生徒や保護者等のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決のために教員として努力していくこと、そのためには保護者等の協力が必要であることを伝える。また、家庭で何か気付いたことがあれば報告してもらう。

(3) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、そのような行為はいじめを肯定していることを理解させる。また、いじめは決して許さないという集団づくりに努め、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものをいう。

(2) インターネット上のいじめの予防

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者等と緊密に連携・協力して指導を行う。

ア 保護者等への啓発

- ・フィルタリング
- ・家庭でのルールづくり
- ・保護者等の見守り

イ 情報教育の推進

- ・教科「情報」等における情報モラル教育の推進
- ・ホームルーム活動等における啓発

ウ インターネット社会についての講話の実施

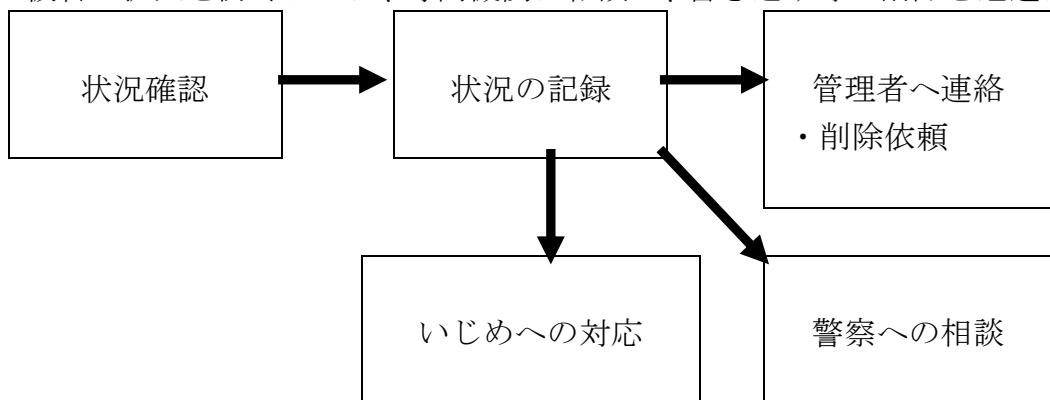
(3) インターネット上のいじめへの対処

ア インターネット上のいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処

被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障がいを負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・年間の欠席が30日を目安とする。
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。